

改正

平成26年3月28日告示第53号

平成27年12月25日告示第222号

平成28年3月30日告示第83号

平成28年3月30日告示第190号

気仙沼市難聴児補聴器給付事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。第6条第1号において「法」という。）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児（以下この条及び次条第1項において「難聴児」という。）の脳の発達及び言語の早期習得を促進するとともに、難聴児を養育する世帯の費用負担の軽減を図るため、当該難聴児に対して行う補聴器の給付の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

**第2条** 補聴器の給付対象となる難聴児（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満のもの
- (2) 両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上であって、身体障害者手帳の交付対象とならないもの
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は法第15条第1項の規定による知事が定める医師（第4条第1項第1号において「医師」という。）が、難聴児が補聴器を装用することにより、脳の発達や言語の早期習得等に一定の効果が期待できると判断したもの

2 前項の規定にかかわらず、対象児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、補聴器の給付対象としない。

- (1) 補聴器の給付申請をする日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度とする。）における対象児童又は対象児童と同一世帯に属する他の世帯員で市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合
- (2) 補聴器の買換えに係る給付決定を受けた日から5年を経過していない場合。ただし、市長

がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(対象補聴器)

**第3条** 給付対象となる補聴器の種類及び基準価格は、別表のとおりとする。

2 前項の補聴器の台数は1台とし、装用効果の高い側の耳に片側装用するものとする。ただし、対象児童の教育又は生活上市長が必要と認めるときは、当該補聴器の台数は2台とし、両側の耳に装用することができるものとする。

(給付申請)

**第4条** 対象児童の保護者は、難聴児補聴器給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 医師が対象児童の聴力検査を実施した上で作成した難聴児補聴器給付意見書(様式第2号。以下この条において「意見書」という。)

(2) 前項の意見書に基づいて、気仙沼市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第4条第1項に規定する補装具業者(以下「事業者」という。)が作成した見積書(次項、第7条及び第8条第2項において「見積書」という。)

2 前項の規定にかかわらず、イヤモールドの交換に係る給付申請をする場合は、意見書の添付を省略し、かつ、見積書については意見書に基づき作成することを要しないものとする。

(給付決定)

**第5条** 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補聴器の給付又は不給付の決定をし、難聴児補聴器給付決定通知書(様式第3号)又は難聴児補聴器不給付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補聴器の給付決定を受けた者(以下「給付対象者」という。)に対し、難聴児補聴器給付券(様式第5号。第7条及び第9条において「給付券」という。)を交付するものとする。

(給付依頼)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定により補聴器の給付決定をしたときは、難聴児補聴器給付依頼書(様式第6号)により、補聴器の給付を事業者に依頼するものとする。

(補聴器の給付)

**第7条** 給付対象者は、給付決定を受けた後速やかに見積書を作成した事業者に給付券を提出し、補聴器の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

**第8条** 給付対象者は、補聴器の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担する費用の額（次条において「給付対象者負担額」という。）は、見積書の額と、別表に規定する基準単価に100分の104.8を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（費用の請求）

**第9条** 給付対象者に補聴器を給付した事業者は、補聴器の給付に要する費用から給付対象者負担額を減じて得た額を難聴児補聴器給付費用請求書（様式第7号）に給付券を添えて、市長に請求するものとする。

（費用の返還）

**第10条** 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補聴器の給付決定を取り消し、又は補聴器の給付に要した費用の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽又は不正の手段により給付決定を受けたとき。

（2）補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供したとき。

（台帳の整備）

**第11条** 市長は、補聴器の給付決定に当たり、難聴児補聴器給付決定台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

（委任）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第53号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第222号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第83号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第190号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準 価格	基準価格に含まれるもの
ポケット型	34,200円	補聴器本体（電池を含む。）
耳かけ型	43,900円	（注）イヤモールドを必要とする場合は、左記 の基準価格に9,000円を加える。 （注）ダンパー入りフックとした場合は、左記 の基準価格に260円を加える。
耳あな型（レディメイド）	87,000円	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	補聴器本体（電池を含む。）
骨導式ポケット型	70,100円	補聴器本体（電池を含む。）、骨導レシーバー、 ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	120,000円	補聴器本体（電池を含む。） （注）平面レンズを必要とする場合は、左記の 基準価格に1枚につき3,600円を加える。
FM型受信機	80,000円	
FM型ワイヤレスマイク	98,000円	ワイヤレスマイク本体（充電電池を含む。）
オーディオシュー	5,000円	
イヤモールド交換	9,000円	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第9条関係）